



Vol.122

杜若経営法律事務所 弁護士 岸田鑑彦

通勤中の電車内でのいざこざで怪我、通勤災害にならない？

第1 通勤途中の怪我

通勤途中に怪我をしてしまった場合、それが通勤災害に該当するかどうかは、住居と就業場所との往復が合理的な経路及び方法で行われていたか、移動の逸脱又は中断がないか等によって判断されます。

例えば、帰宅途中にスーパーで買い物をしていたところ駐車場で怪我をしたとか、帰宅途中に軽く夕飯を食べてから帰ろうとしたところお店で怪我をしたような場合に問題になることがあります。

通勤災害については、基本的に会社の安全配慮義務違反が問われるケースは少ないといえます。なぜなら通勤は労働者の責任において行うものであり、通勤に対して会社が指揮命令をしているわけではないからです。もっとも自然災害等で通勤に危険が伴うことを認識しながら通勤を命じた場合や、過重労働がある状態で、通勤で車両を運転中に怪我をしたような場合には責任を問われるケースも出てくるとは思います。

今回ご紹介するのは、帰宅途中の電車で迷惑行為を行っていた乗客を注意したところ、その乗客から蹴られて骨折してしまったことについて、通勤災害に該当するかどうか問題になった事案で（中央労働基準監督署長事件・東京地裁令和5年3月30日判決労経速2535号22頁）、裁判所は通勤災害には該当しないと判断しました。

第2 どのような経緯で怪我をしたか

- ・労働者である原告は、勤務を終え、自宅に帰宅するため、最寄りのJR有楽町駅から山手線内回り電車に乗った。
- ・この路線は、原告が自宅と職場の往復のために一般に用いていた通勤経路だった。
- ・原告が乗り込んだ車両には複数の乗客のほか加害者が乗車していた。
- ・加害者は泥酔している様子だった。
- ・原告は、同じ車両に乗り合わせていた女性客に対する加害者の振る舞いには不適切なものがあり、迷惑行為として目に余ると感じ、電車がJR神田駅に停車する頃合いで、加害者に対し、あなたの行為は迷惑を掛けるものであるから、次の駅で降りて頭を冷やしなさいなどと申し向けて注意した。

・これに対して加害者は、神田駅でいったん電車を降りたが、その後、ホーム上にとどまったまま、原告に向けて、降りてこいなどと申し向けるなど罵声を発し始めた。

・原告は、電車内から加害者に対し、その場で酔いをさますよう、あるいは頭を冷やすように申し向け、加害者から視線を外したところ、唐突に左下肢に衝撃を感じ、車内に倒れこんだが、その際、加害者に左足を蹴られたことを認識した。

・原告は、加害者を確保・制圧しようと自身もホームに移動し、その場で加害者ともみ合いの喧嘩闘争となった。

・その際、原告は、加害者ともみ合う中で更に暴行を受けたが、一方で、原告も加害者の頬から側頭部辺りを2回殴打するなどした。

・原告は「左下腿打撲傷、左胸部打撲傷、右手部打撲傷、左脛骨顆間隆起骨折、左膝関節打撲傷」と診断された。

第3 通勤の中断になるか？

裁判所は「住居と就業の場所との間の一般の往復経路上で発生した負傷であっても、通勤とは関係のない中断中又は中断後の負傷は通勤災害に当たらないと解すべきである」としたうえで、次のように認定しました。

「通勤のため公共交通機関を利用する際に、他の乗客に迷惑行為を行う者に注意を与えることが通勤行為に当たらないことは明らかであるし、また、経験則上、公共交通機関を利用する際に日常的に迷惑行為を行う者に遭遇するとまでは認め難く、他者が迷惑行為に遭遇しているのを現認した際の対応としても、直接注意を与えることのほかに、駅係員や警備員への通報や車内の非常通報装置の利用もあり得るところであるから、本件加害者に対して原告が注意を与えた行為が通勤と密接な関連性を有する行為であったと認めることも困難である。」

「本件加害者は、JR神田駅でいったん本件電車を降車し、原告との間で原告も降車するか否かについてのやり取りを交わした後、車内に立ち戻って原告に暴行を加えたものであると認められるが、そうすると、本件加害者による暴行は、原告から注意されたことやJR神田駅において原告が降車せずに頭を冷やすようたしなめられたことに起因するものとも推察される。以上によれば、原告による本件加害者への注意行為や本件加害者による暴行は、原告の通勤の機会に発生したものであるとしても、通勤との関連性は希薄であって、その態様、目的を踏まえても、通勤に通常付随するものとして全体として一連の通勤と評価することは困難といわざるを得ず、本件傷害の発生は原告の通勤の中断中ないし中断後にされたものと認めるのが相当であり、かかる認定判断は、原告の注意行為が善意によるものであったか否かによっても左右されない。」

「この点、原告が本件加害者を本件電車内で注意し、車内の迷惑行為という問題を排除することが、通勤を継続するために必要であり、又は通勤と関連性を有する行為であると解したとしても、本件傷害の発生に通勤遂行性を肯定することは困難であると認められる。すなわち、前提事実等によれば、本件加害者は原告から迷惑行為を注意されて本件電車から降りるように申し向けられた後、JR神田駅で自ら電車を降りたことが認められる(略)。そうすると、原告の注意により本件加害者が迷惑行為を中止して降車した段階で車内における迷惑行為の存在という問題は解消されたといえるから、その後に、原告がホーム上で罵声を発する本件加害者に対して更に酔いをさますよう申し向けた行為等は、通勤にも通勤と関係する行為にも該当せず、その後に本件加害者から左足

を蹴られて本件傷害を負ったとしても、それは通勤の中断中ないし中断後の負傷であって、通勤による負傷には該当しないものといわざるを得ない。なお、原告がホーム上での本件加害者との喧嘩闘争中に本件傷害を負った可能性も否定されないところ、その場合には、本件加害者を制圧するという通勤とは関係のない行為の際に負傷したものであるから、通勤中断中の負傷であることは明らかというべきである。」

第4 通勤に内在する危険か？

裁判所は「加害者の暴行が原告の言動に触発されたものであることも完全には否定できず、その後原告と本件加害者は駅ホーム上で喧嘩闘争の状態となったことも併せると、本件加害者による暴行及びこれによる本件傷害が、原告と本件加害者との間の属人的な対立に起因して生じた可能性は否定できないから、本件傷害が通勤に内在し又は通常随伴する危険が現実化したものであるとは認め難いものといわざるを得ない。したがって、通勤起因性の要件を欠くものと認められる。」として通勤災害に該当しないと判断しました。

第5 通勤途中に注意するかどうか

こういう判断がなされてしまうと、通勤途中に迷惑行為を目撃した場合にどこまで関わるべきかということをお悩んでしまいます。怪我には気を付けつつ、また必要な限度で迷惑行為は注意できるようなにはあります。

以上